

## 2 風力発電施設に係る騒音規制のあり方

注：1)、2)...を付した用語は、3 参考資料 (1)「用語解説集」を参照

### (1) 背景

風力発電は、自然エネルギーにより発電機を回し、電気エネルギーを産み出す発電システムとして、地球温暖化<sup>1)</sup>防止に資するものであり、本県においても設置が進められています。

一方、風力発電施設は機械音のみならず、強風時には風切り音もあるため、一部の風力発電施設において、近隣住民による騒音の苦情が発生しています。

また、風力発電施設は設置後の防音対策が難しく、苦情が発生した場合に、その対応が困難となっています。

風力発電施設は、「騒音規制法」<sup>2)</sup>及び「環境の保全と創造に関する条例」<sup>3)</sup>の届出対象施設とはなっておらず、騒音に関して、的確な指導が行われていません。

そのため、風力発電施設に係る騒音規制のあり方について検討が必要です。

### (2) 目的

「環境の保全と創造に関する条例施行規則」の一部を改正し、風力発電施設を騒音に係る「特定施設」に追加することによって、工事着手前の届出を義務づけ、風力発電施設設置事業者に的確な指導を図ろうとするものです。

### (3) 規制内容

「環境の保全と創造に関する条例施行規則」の規定により、その設置に当たっての事前の届出義務を負う特定施設として、出力が20kW以上の風力発電設備を追加します。

ただし、風力発電設備は防音壁等の対策が困難であり、「環境の保全と創造に関する条例」の規定に基づく騒音の規制基準（以下、「規制基準」という。下表参照）を遵守するには広大な土地の確保が必要となる。このことが県内におけるグリーンエネルギーの推進の妨げとなり得るため、風力発電設備から発生する騒音においては、その周辺的生活環境が損なわれるおそれがないと認められる場合（\*）、規制基準（下表参照）によらないことができることとします。

（\*） 周辺的生活環境が損なわれるおそれが認められるか否かは、周辺的生活環境の実態、将来の土地利用の動向、環境基準の達成状況、暗騒音の状況等を十分精査した上で判断することとし、別途指針を定めることとします。

表 環境の保全と創造に関する条例の規定に基づく工場等における規制基準  
（別表第6 騒音の規制基準）

区分	規制基準（単位 デシベル <sup>4)</sup> ）		
	昼間 （午前8時から 午後6時まで）	朝夕 （午前6時から午前8時まで 午後6時から午後10時まで）	夜間 （午後10時から翌日 の午前6時まで）
第1種区域	50	45	40
第2種区域	60	50	45
第3種区域	65	60	50
第4種区域	70	70	60

（参考：区分に対する目安となる用途地域）

区分	目安となる用途地域
第1種区域	第1種及び第2種低層住居専用地域
第2種区域	第1種及び第2種中高層住居専用地域、第1種及び第2種住居地域、準住居地域、市街化調整地域、その他用途地域指定の無い地域
第3種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域（臨港地区を除く）
第4種区域	工業地域（臨港地区を除く）、一部の臨港地区及び工業専用地域